

第51回千葉の親子三代夏祭り 広報支援・協賛募集等業務委託に係る
企画提案募集要項

1 目的

千葉市を美しくする会が企画競争により発注する第51回千葉の親子三代夏祭りの広報支援・協賛募集等業務委託に関し、受注者を選定するために必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1)業務名

第51回千葉の親子三代夏祭り 広報支援・協賛募集等業務委託

(2)業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3)履行期間

契約締結日から令和8年9月30日(水)

(4)委託料

ア 着手金1,100,000円(消費税及び地方消費税含む)

イ 協賛インセンティブ

受注者の働きかけにより獲得した協賛金額(総額)を基準とし、以下の割合(小数点以下は四捨五入)を上限に、協賛特典の執行に係る費用及び成功報酬として「ア」に加算して支払う。

(ア) 広告協賛

獲得した協賛金額(総額)	割合(上限)
3,500,000円以下	30%
3,500,000円を超えた分	40%

(イ) うちわ協賛

獲得した協賛金額(総額)の50%

(5)支払方法

ア 着手金

発注者は、契約時、受注者の請求書を以って速やかに支払う。

イ 協賛インセンティブ

履行期間満了時に入金済みの協賛金額を算定根拠とし、そこから手数料相当分を差し引いた金額を受注者から発注者へ支払う。

3 参加資格

本企画提案に参加を希望する者は、単独の法人又は共同企業体とし、次に掲げるすべての要件(以下「参加資格要件」という。)を満たしていなければならない。

なお、共同企業体にあつては、すべての構成員が参加資格要件を満たしていなければならない。

(1) 法人格を有していること

(2) 共同企業体にあつては、その構成員が単体事業者又は他の共同企業体の構成員として、本企画競争に参加していないこと

(3) 次のアからサまでのいずれにも該当しない者であること

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
- ウ 本企画競争の参加申し込み前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者
- キ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を、本企画競争参加申し込み期限の日から仕様書協議後における見積徴収日までの間に受けている者
- ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為を行っている者
- ケ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- コ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの。市内に本店又は営業所等を有しない者にあつては、所在する市区町村税を完納していない者
- サ 千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者である者

4 参加手続き等

(1) スケジュール

No.	内容	日程
1	公募開始	令和 8 年 2 月 12 日（木）
2	質問受付期限	令和 8 年 2 月 18 日（水） 17 時
3	質問への回答	令和 8 年 2 月 20 日（金） 17 時
4	企画提案参加申込書の提出期限	令和 8 年 2 月 24 日（火） 17 時
5	参加資格審査結果通知	令和 8 年 2 月 25 日（水） 17 時
6	企画提案書の提出期限	令和 8 年 3 月 16 日（月） 17 時
7	優先交渉者の公表	令和 8 年 3 月 20 日（金） 17 時
8	契約締結	令和 8 年 3 月下旬を予定

(2) 参加申込み

ア 提出書類

本企画提案に参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。
 なお、共同企業体（複数団体）や千葉市入札参加者資格名簿に記載がない者は「(ア)」とあわせて「(イ)」、「(ウ)」を提出すること。

(ア) 共通

- a (様式第 1 号) 企画提案参加申込書
- b (様式第 2 号) 誓約書兼同意書
- c 会社概要（事業内容が掲載されているパンフレットや定款等）

(イ) 共同企業体で参加する場合

- a (様式第3号) 共同企業体構成表
- b (様式第4号) 共同企業体結成協定書兼委任状
- (ウ) 千葉市入札参加資格者名簿に登録されていない団体が参加する場合
 ※共同企業体にあつては、構成団体に該当団体がいる場合は、そのすべての該当団体について提出すること。
 ※参加申込み日から3か月以内に発行したものであること。
 - a 登記事項証明書(履歴時効全部証明書)
 - b 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)
 - c 法人都道府県民税の納税証明書
 - d 法人市町村民税の滞納無証明書
- イ 提出期限
 令和8年2月24日(火)
 ・持参による提出は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする
 ・郵送による提出は、提出期限必着とする
- ウ 提出先
 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
 千葉市役所8階 市民自治推進課内
 千葉市を美しくする会事務局 宛
- エ 参加資格審査結果通知
 令和8年2月25日(水) 17時までに、参加申込書に記載の電子メールアドレスに通知する。

(3) 質問の受付

- ア 質問方法
 質問書(様式第5号)に質問事項を記載し、電子メールにより提出すること。
 電話による応答は行わない。
- イ 質問送付先アドレス
bikai@city.chiba.lg.jp
- ウ 質問受付期限
 令和8年2月18日(水) 17時
- エ 回答方法
 令和8年2月20日(金) 17時までに、参加申込書に記載の電子メールアドレスに送付する。

(4) 企画提案書

- ア 提出書類
 - (ア) 企画提案書表紙(様式第6号)
 - (イ) 企画提案書(任意様式 ※A4又はA3サイズとすること)
 別紙「第51回千葉の親子三代夏祭り 広報支援・協賛募集等業務委託 仕様書」に基づいた内容を提案すること。
- <必須記載事項>
 - a 実施体制
 - b 業務スケジュール

- c 広報媒体・協賛特典物品作成業務
 - ・広報手段の提案
- d 協賛募集・管理業務
 - ・協賛プラン・金額の提案
 - ・協賛募集方法
 - ・獲得協賛金額の見込み
 - ・協賛企業獲得のための工夫等
- (ウ) 業務実績（任意様式 ※A4又はA3サイズとすること）
 - a 過去5年間で本業務と類似する業務実績を有する場合にはその業務実績
 - ※業務の概要が分かる書類（仕様書等）を添付すること。（類似業務と判断できない場合は、審査において加点しない）
- (エ) 経費見積書
 - a 着手金及び協賛インセンティブの範囲内で見積もること
 - b 新たな協賛特典を提案する場合にはその費用も含めること
- イ 提出期限

令和8年3月16日（月）17時
- ウ 提出方法

書面資料及び電子データをそれぞれ提出すること。

 - (ア) 書面資料
 - a 提出部数：正本 1部、副本 5部
 - ※副本には企画提案者及び協力会社等の名称は記載しないこと
 - b 提出方法：郵送又は持参
 - (イ) 電子データ
 - a データ形式：PDF形式
 - b 提出方法：電子メール (bikai@city.chiba.lg.jp)

5 優先交渉者の選考方法

本業務に係る契約交渉を行う優先交渉権者については、以下のとおり審査を行ったうえで、選考する。

(1) 審査方法、優先交渉権者・次点者の決定方法

- ア 審査は発注者が設置する選考委員会において、提出された企画提案書等すべての提出書類をもとに行う。
 - ※プレゼンテーション審査は行わない。
- イ 選考委員は、次の「(2) 評価項目」ごとに評価を行い、最高得点を獲得した提案者を優先交渉権者とし、その次に得点の高い提案者を次点者とする。
- ウ 提案者が1者の場合も、審査を実施する。
- エ 選考委員全員の合計点が配点合計の6割に満たない場合は、優先交渉権者等に選定しない。
- オ 最高得点の提案者が複数あった場合は、優先順位の高い項目順に得点の高い提案者を優先交渉権者とする。
- カ すべての項目で同点となった場合は、くじにより優先交渉権者を決定する。
- キ 次点者となる提案者が複数あった場合は、オ、カを準用し決定する。

(2) 評価項目

評価項目	評価の着眼点	配点	優先順位
実施体制	業務の趣旨を理解し、的確な役割分担となっているか。	10	5
業務スケジュール	効率的且つ実現性のあるスケジュールとなっているか。	20	3
広報支援業務	広報手段は幅広い世代への訴求力が期待できるか。	20	4
協賛募集業務	多くの協賛企業の獲得が期待できるか。	30	1
業務実績	広報支援業務に類似の業務実績があるか。	5	6
	協賛募集業務に類似の業務実績があるか。	5	
経費見積書	獲得協賛金額の見込と経費のバランスが取れているか。	10	2

(3) 優先交渉権者の公表

ア 公表日 令和8年3月20日(金) 17時までに

イ 通知方法 参加申込書に記載の電子メールアドレスに送付する

(4) 提案の無効に関する事項(不適格事項)

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

ア 参考見積額が、委託上限額を超過した場合

イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

ウ 提出書類に虚偽の記載や、重大な誤脱があった場合

エ 企画提案後、契約に至るまでの間に参加資格要件を満たさなくなるなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

オ 審査の公平を害する行為があった場合

カ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

6 契約

(1) 契約の締結

ア 発注者と優先交渉権者(契約候補者)において、提案内容をもとに詳細な業務内容及び契約条件の協議を行い、当該内容を反映した仕様書により正式な見積書を徴収した後、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとする。

イ アの交渉が不成立の場合、千葉市と次点者において、アと同様の調整を行い、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとする。

(2) 留意事項

ア 提案された内容をそのまま業務内容等に反映し、契約するものではない。

イ 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

ウ 契約保証金は、千葉市契約規則第29条各号に該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。

7 その他

- (1) 提出書類の作成・提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後における変更、差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第6号の規定に基づき、開示の対象としない。